

保険料控除証明書について

所得税の保険料控除の対象となる契約にご加入のお客様へ、毎年10月～12月に保険料控除証明書を発行しております。

● 保険料控除の対象となる契約内容について

・地震保険料控除

以下<1><2>の条件を満たす「地震保険契約」の場合、地震保険料控除の対象となります。

<1> 保険の目的が「居住用の住宅」「生活用の動産（家財）」であること。

<2> 保険の目的の所有者が「保険契約者」または「保険契約者と生計を一にする配偶者か親族」であること。

・生命保険料控除

保険契約者もしくは、保険契約者と生計を一にする配偶者その他の親族を被保険者とし、身体の障害に起因して保険金が支払われる損害保険契約の保険料であること。

● 保険料控除証明書の発行方法

・地震保険にご加入の場合

1月から12月の間に保険料のお支払いをいただいた（あるいはお支払いいただくご予定の）ご契約者様に対し発行しております。

・長期就業不能所得補償保険にご加入の場合

1月から12月に間に保険料のお支払いをいただいた（あるいはお支払いいただくご予定の）ご契約者様に対し発行しております。ただし、払込方法が一時払の場合は、毎年の始期当日に保険料を支払っているものとみなします。

・団体長期障害所得補償保険にご加入の場合

勤務先（ご契約者様）からのご依頼に基づき発行しております。（加入者証等）

・・・よくあるご質問・・・

Q. 控除証明書が届きません。

A. 控除証明書の発行対象は以下のとおりとなります。契約内容をご確認ください。

【平成18年の税制改正により、平成19年分以降は以下の保険契約のみが保険料控除の対象となりました。】

<1> 地震保険料控除の対象となる地震保険契約

※火災保険の主契約部分は対象外になります。

ただし、以下のすべての要件に合致する場合は、経過措置として平成19年以降も保険料控除することができます。

- ・ 保険始期が平成18年12月31日以前であること。
- ・ 満期返戻金等のあるもので、保険期間が10年以上であること。
- ・ 平成19年1月1日以降に、損害保険料の額が変更となる内容変更がないこと。

なお、当社においては経過措置に該当する契約はありません。

<2> 生命保険料控除の対象となる保険契約

- ・ 長期就業不能所得補償保険
- ・ 団体長期障害所得補償保険

Q. 保険料控除証明書が2通届いたのですが・・・。

A. 以下のケースに該当する場合、控除証明書は2通届くことになります。

a) 1月から12月の間に、継続更改された場合 (契約始期日が1月1日以外の場合)	満期までのご契約と、継続後のご契約に対してそれぞれ控除証明書が発行されます。
b) 1月から12月の間に、解約を行い、その後あらためてご契約された場合	解約前のご契約と、解約後の新たなご契約に対してそれぞれ控除証明書が発行されます。

Q. どの金額を記載すればよいのですか？

A. 地震保険料控除証明書・・・記載されている年額保険料が控除対象額となります。

生命保険料控除証明書・・・記載されている保険料は1回分のお支払い額となっています。分割払の場合は、1月から12月の間にお支払いいただいた（あるいはお支払いいただくご予定の）回数に乗じて記載ください。なお、払込方法が一時払・年払の場合は記載されている保険料が、控除対象額となります。

控除証明書に関するお問い合わせ窓口 【事務・情報企画部 契約管理グループ】

TEL 03-5276-5797

受付時間：午前9時～午後5時

※土・日・祝日を除く